

さいたま市から令和元年 台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ

令和元年10月に発生した台風第19号の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
さいたま市で行っている支援内容についてお知らせします（6月15日時点）。
また、内閣府・総務省・法務省、厚生労働省、埼玉県から被災者の皆様へのお知らせがあります。詳しくは別添1をご確認ください。

※罹災証明書の申請受付は、令和2年6月15日（月）をもって終了しました。

※各種支援制度は、申請期限が設けられているものがあります。お手元に罹災証明書等があり、支援制度を活用される場合は、期限内、早めの申請をお願いいたします。

また、各種支援制度は、今後、大幅な修正・追加が見込まれないことから、「令和元年台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ」は、今回が最終版になります。

減免、支給等には、災害による被害が一時的に多数生じる可能性がある場合等により、申請期限や制限等があります。

また、「対象」や「必要書類」は目安です。

詳しくは、各担当部署へご確認ください。

◆台風第19号に伴う各種支援制度

項目	対象	必要書類等	担当部署
日本赤十字社からの救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可）	各区役所福祉課 管理係 ※必要書類が対象内容により異なりますので、事前にご相談ください。
災害見舞金の支給	・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の振込口座がわかるもの	
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） <input type="checkbox"/> 埋火葬証明書 <input type="checkbox"/> 認印	

項目	対象	必要書類等	担当部署
水道料金の減額	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受けた場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ ※災害発生日から、おおむね1年以内にご申請ください。	水道局各営業所窓口 各区役所 暮らし応援室 暮らし支援担当
下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ ※災害発生日から、おおむね1年以内にご申請ください。	各区役所 暮らし応援室 暮らし支援担当
住民票等各種証明書の交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・住民票 ・印鑑登録証明書 等	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	各区役所区民課記録係 各支所 ※区民課、支所、市民の窓口での発行に限ります。
税証明交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書） ・所得・課税（非課税）証明（一部事項証明書） ・各種納税証明書 ・公租証明、評価証明、資産証明、名寄帳 ・公図の写し	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	北部市税事務所（大宮区）市税の総合窓口 南部市税事務所（浦和区）市税の総合窓口 各区役所（大宮区及び浦和区を除く）市税の窓口
市税及び国民健康保険税の徴収猶予	納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付し、又は納入することができない場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳、保険証券、給与明細書の写し等 <input type="checkbox"/> 罹災証明書若しくは被害を受けた財産及び被害額・補てん額等を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	北部・南部市税事務所納税課

項目	対象	必要書類等	担当部署
国民健康保険 税の減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※災害発生日から、おおむね 1年以内にご申請くださ い。(年度単位で申請が必要 になります)	各区役所保険年金課 国保係
国民健康保険 一部負担金の 還付	住宅に受けた損害が一定の 条件を満たした場合、また は、主たる生計維持者が死 亡、重篤な傷病、行方不明 等の場合で、令和元年10月 12日以降に、医療機関等に 一部負担金を支払った場合 ※対象は令和2年3月受診 分まで	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 (主たる生計維持者に係る要 件で免除を受けている場合 は、要件により別途必要書類 がございます。) ●申請期限：該当の一部負担 金を支払った日の翌日から 2年を経過する日まで	
国民年金保険 料の免除	住宅や家財等の被害金額が 一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 被害額・補てん額を明らかに できる書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号のわかる書類 (年金手帳等) <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 今回の災害により、免除が承 認される期間は、令和元年9 月分から令和3年6月分まで の期間となります。 お早めにお手続きください。	各区役所保険年金課 年金係

項目	対象	必要書類等	担当部署
後期高齢者医療保険料の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ●申請期限：令和元年10月12日以降、1年間（年度単位で申請が必要になります）	
後期高齢者医療保険一部負担金の還付	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合、または、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合で、令和元年10月12日以降に、医療機関等に一部負担金を支払った場合 ※対象は令和2年3月受診分まで	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 （主たる生計維持者に係る要件で免除を受けている場合は、要件により別途必要書類がございます。） ●申請期限：該当の一部負担金を支払った日の翌日から2年を経過する日まで	各区役所保険年金課 福祉医療係

項目	対象	必要書類等	担当部署
介護保険料の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印 今回の災害により、減免が承認される期間は、原則、令和元年10月から1年間です。 お早めにお手続きください。 （年度単位で申請が必要になります）	
介護保険利用者負担の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	<令和2年3月利用分まで> ※さいたま市への申請は必要ありません。介護サービス事業所へ、住宅の被害状況等をお伝えください。 <令和2年4月利用分以降> ※申請が必要になります。 詳しくは各区高齢介護課までお問合せください。 ●令和2年9月利用分まで	
介護保険利用者負担の還付	介護保険利用者負担の減免の対象者で、令和元年10月12日以降に、介護サービス事業所に利用者負担を支払った場合 ※対象は令和2年9月利用分まで	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印 （主たる生計維持者に係る要件で減免を受けている場合は、要件により別途必要書類がございます。） ●申請期限：該当の利用者負担分を支払った日の翌日から2年を経過する日まで ※令和2年4月利用分以降については、「介護保険利用者負担額免除証明書」が必要になります。	各区役所高齢介護課 介護保険係

項目	対象	必要書類等	担当部署
<p>・経営・金融相談窓口の開設</p> <p>・さいたま市中小企業融資制度の利用</p>	<p>市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合</p>	<p>担当部署へお問合せください</p> <p>※さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。</p>	<p>公益財団法人 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6652(経営全般) TEL 851-6391(資金繰り) FAX 851-6653</p>
<p>就学援助制度 (学用品の購入や給食費等の援助)</p>	<p>本市にお住まいで、経済的理由により就学困難(罹災により経済的に就学困難となった場合を含む)と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)の児童生徒の保護者</p>	<p>担当部署へお問合せください</p>	<p>教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990</p>

【各区役所の代表電話番号】 ※FAXは区総務課

<p>西区 : 622-1111 【FAX】 620-2760</p>	<p>北区 : 653-1111 【FAX】 669-6160</p>	<p>大宮区 : 657-0111 【FAX】 646-3160</p>	<p>見沼区 : 687-1111 【FAX】 681-6160</p>
<p>中央区 : 856-1111 【FAX】 840-6160</p>	<p>桜区 : 858-1111 【FAX】 856-6270</p>	<p>浦和区 : 825-1111 【FAX】 829-6233</p>	<p>南区 : 838-1111 【FAX】 844-7270</p>
<p>緑区 : 874-1111 【FAX】 712-1270</p>	<p>岩槻区 : 790-0111 【FAX】 790-0260</p>		

【市税事務所各課所の電話番号】

<p>北部市税の総合窓口 : 646-3102 【FAX】 646-3164</p>	<p>北部 納税課 : 646-3039 【FAX】 646-3121</p>
<p>南部市税の総合窓口 : 829-1386 【FAX】 829-6236</p>	<p>南部 納税課 : 829-1734 【FAX】 829-1964</p>

管轄地域 北部市税事務所…西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区

南部市税事務所…中央区・桜区・浦和区・南区・緑区